

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 海外への慰安旅行

**Q** : 当社では、これまでの国内社員旅行をやめ、今年は香港へ行こうと思っています。ところで、海外への慰安旅行は、給与として課税されることになるのでしょうか。

**A** : 海外への慰安旅行であっても一定の要件を満たしていれば、給与として課税しなくて差し支えありません。

#### 【解説】

海外へのレクリエーション旅行についても、最近では経費や日程の面からみて、国内旅行並みに行われるケースが多くなってきています。単に旅行先が海外ということのみで、国内旅行の場合と区別して取り扱うことは適当ではありませんから、次のいずれの要件も満たす海外レクリエーション旅行である場合は、その受ける経済的利益の額が少額不追求の範囲内に止まる限り強いて課税しなくて差し支えないものと思われます。

- (1) その旅行に要する期間が4泊5日（目的地における滞在日数によります）以内であること
- (2) その旅行に参加する従業員の数が全従業員の数（工場や支店等の単位で行う場合には、その工場や支店等の従業員の数）の半数以上であること

なお、いくらまでが少額であるといった基準はありませんが、国税庁のタックスアンサーに掲載されている事例では、使用者負担が10万円で他の要件を満たしているものについては給与課税しないとされています。10万円がひとつの目安になるでしょう。

